

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行います。

令和二年八月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 被聴聞者 磯城郡三宅町大字屏風六六番地の六

林 里永子

二 聴聞の日時 令和二年九月三十日 午前十時

三 聴聞の場所 奈良市登大路町八〇番地

奈良県庁分庁舎五階 第五一会議室